

令和8年度 長野県雇用環境等実態調査に関するQ & A

A 雇用環境等実態調査とは

A-1 雇用環境等実態調査とはどのような調査ですか。

この調査は、長野県の働きやすい雇用環境整備のため、長野県内の事業所における労働者の労働条件等についての実態を把握し、労働行政の基礎資料とするために、毎年度実施しています。

A-2 雇用環境等実態調査の結果はどのように利用されていますか。

雇用環境等実態調査の結果は、県ホームページに公表し、より効果的な労働行政の施策を行うための基礎資料として利用しています。

A-3 どうしても回答しないといけないですか。

義務ではありませんが、何卒ご協力をお願いします。

この調査は、県内事業所の雇用環境の実態を把握し、労働行政の施策へ反映するために実施しています。調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

A-4 全ての質問項目に回答しなければいけないですか。

調査票1ページ目の「調査票記入者情報」、「1 事業所の概要」は必須項目となっています。その他の調査項目も、今後の行政施策を行うための大切な基礎資料となります。記入いただける範囲で構いませんので、ご協力をお願いします。

A-5 従業員が4人しかいないが、回答しないといけないのですか。

常用労働者数が5人未満（1～4人）の場合、調査票1ページ目の「調査票記入者情報」、「1 事業所の概要」のみ記入の上、お手数ですが返送してください。

B 調査方法等について

B-1 調査対象はどのように選ばれますか。

長野県内の事業所の中から、統計的な方法によって無作為に抽出した県内4,000事業所に調査票をお送りしています。

具体的には、県内事業所の中から産業別・規模別の構成比で無作為に抽出した県内に事業所を置く常用労働者5人以上の事業所を対象としています。

また、個人調査は、上記の事業所から個人調査にご協力いただける事業所を選定し、その事業所の中から2,000人を対象としています。

B-2 ながの電子申請システムトップページの「手続き一覧」に、「長野県雇用環境等実態調査」が掲載されていないのですが、どのように電子申請で回答すればいいですか。

調査票をお送りしました事業所様に限り、回答できるようにするため、手続き一覧には表示していません。

調査票 1 ページ目に記載の URL をアドレスバーに入力していただくか、携帯電話（スマートフォン）で二次元コードを読み取っていただき、回答をお願いします。

B-3 個人情報等は保護されますか。

この調査は、統計法に基づいて行われます。調査票に記入された回答については、統計的に処理し、統計の目的以外には一切使用いたしません。また、貴事業所が特定できる事業所名などの固有情報が公表されることは一切ありません。

C 廃業・吸収合併等について

C-1 すでに廃業または吸収合併が行われた場合はどのように回答すればいいですか。

調査票 1 ページ目の「貴事業所の名称」の欄に、事業所名（吸収合併が行われた場合は、旧事業所名）を記入し、廃業・吸収合併された旨を余白に記入の上、お手数ですが返送してください。

D 調査票の送付先について

D-1 昔の事業所の名称・住所に調査票が届いたが、回答するべきですか。

この調査は、国が実施している「令和 6 年経済センサス-基礎調査」の情報を基に調査票を発送しています。そのため、事業所の名前などが過去の情報のままお送りしてしまっていることがあります。

調査票を送付した事業所名・住所が異なり、大変申し訳ありませんが、現在の状況での回答をお願いします。

D-2 支社に調査票が届いたが、回答するべきですか。

この調査は「事業所」ごとの実態についてお尋ねしており、本社、支社、工場、営業所等はそれぞれ別の事業所となります。そのため、お手数ですが回答をお願いします。

E その他

E-1 調査票の記載の提出期限を過ぎていますが、まだ受け付けてもらえますか。

提出期限を過ぎていても回答は受け付けています。ただし、10 月末を過ぎている場合は、長野県労働雇用課調査情報係（026-235-7119）まで御連絡をお願いします。

E-2 回答欄が小さすぎて、記入できません。

余白に記入をお願いします。その際、お手数ですが、どの質問項目の回答かわかるようにお願いします。